

【春の審査会】

平成22年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階 第1・2・3会議室

平成22年6月30日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

平成22年度 公共事業等審査会 会議録

1 開 会

委員紹介

農林水産局長あいさつ

出席委員の確認・配付資料の確認

2 会長選出

会長選出

会長あいさつ

3 事務局説明事項

「社会基盤整備と事業評価について」

4 審査・協議等

審議案件1（ほ場整備事業）

経営体育成基盤整備事業 新田地区（南あわじ市）

会 長

ただいま、事務局から、ほ場整備事業についての説明がございましたが、何か御意見、御質問ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

委 員

非常に素朴な質問を2点ほどさせていただきます。

第1点目は、番水制での水管理の大変さは、御説明よりある程度わかりましたが、パイプライン化によってとは、具体的にどんなパイプラインなのか、詳細について少し踏み込んだ説明をいただければというのが1点目です。

それから、2点目は、御専門の方たちには、もう言わずもがなのことかもしれないんですが、認定農業者、今現在、10人が、今度29人になるということで、まず、認定農業者という、農業者の方の位置付けとか、それがどんなものなのか、紹介いただけたらと思います。

事務局

まず、1点目の、パイプラインですけれども、イメージとしましたら、各家庭にあります水道をイメージしていただけたらと思いますが、各ほ場の口に水を給水する栓がつきまして、バルブをひねると水が出ます。そして、バルブを閉じると水をためることができる。地域によりまして、この曜日はこのエリアで水のバルブを開けてください。それが、例えば、会社に行かれる前に開けて、帰ってくる時に閉めるとか、あるいは家庭に御家族がおられましたら、その方をお願いして、簡単に開け閉めで水を配ることができるということになります。

それから、2点目の、認定農業者ですけれども、農業経営基盤強化促進法に基づきまして市町で基本構想というのをつくります。その中で、効率的かつ安定的な農業経営を目標とした将来像というのをつくるのですけれども、それをもとに、農業者が作成した農業経営改善計画というのを市町が認定しまして、その認定された農業者の方が認定農業者となります。

認定農業者になりますと、低利の融資でありますとか、農地集積のための支援策、そういったものを受ける対象となります。平たく言いますと、その地域の営農を引っ張っていくことを、地域で実践していただけるといふ方が認定農業者と御理解いただければと思います。

委員

すみません、御質問させていただいてよろしいですか。

会長

はいどうぞ。

委員

認定農業者が私はわからないのですが、現時点の農地の状況であると、その認定農業者になれない方が農地の集積地におられるというふうに理解させていただいていいわけですね。

事務局

ほ場整備を契機に、ちらばっております農地を集積することができますので、今やると、少しいろいろしんどいことがあるけれども、より効率的に営農ができるので、この際、農地を集積して、認定農業者の認定も受けようという動きになるということです。

必ずしも、今の農地がちらばっている状況の中ではしんどいが、頑張れば認定農業者になれる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、ほ場整備を契機にもう一度考えていただきたいということになっております。

事務局

少し補足させていただきます。

先ほど、担当課長から説明いたしましたが、認定農業者、これにつきましては、地域農業の担い手という位置付けを行っております。いわゆる地域の農業を支えていく農家であるということで、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町の将来像、農業構想というものをつくるのですが、その中において、将来の地域の農業を担う農家であるという位置付けを行っております。

それで、先ほど説明がありましたように、メリットとしては、資金を有利に、例えば、無利子の資金を借りられるとか、補助事業を受けられるとかということで、このたびの事業におきましては、基盤を整備することによって、現在は専門的に農業で、なりわいとしてなかなかやれないところなのですが、ほ場整備というものを契機として、区画形状がきちとなりまますので、経営規模の拡大というものも可能になってくるということで、専門的に農業を頑張ってみようではないかと、そういう新たな担い手が、現状で10名いらっしゃるのが29名になっていくということで、地域農業として農地の保全、さらには、生産活動をより強力に維持・拡大していけると、そういうようなイメージでとらえていただけたらいかがでしょうか。

委員

わかりました。

あと、パイプラインのことに戻らせていただきますけれども、どこかに、どんなパイプラインを通すかという資料を使って言っておられましたのでしょうか。それはつけておられませんか。

事務局

パイプラインの詳細については特段つけておりません。

A 3見開きの右下の、ほ場の3ですけれども、標準断面で用水路工ということでV U 75、これは75mmから、口径になりますけれども、350mmまでの大きさの配管がされるということになります。

パイプラインは、右下にありますように、道路のところには赤い点線がありますけれども、道路下を通過して、各筆(区画)に給水口がつながっていく、イメージとしてそういうふうなことになります。

材質は塩ビ管になります。V Uというのは塩ビ管でございます。

委員

ほ場3の資料の赤印の下の囲んだ写真のところの、赤いラインがパイプラインでしょうか。

事務局

ほ場の3の一番右に標準区画がございます。その道路にあります点々の赤のラインです。

委員

点々の赤のラインですね。

わかりました。

会長

よろしいでしょうか。

ほかにどなたか。

委員

一つお伺いさせていただきます。

このほ場整備というのは多様な影響をもたらすと思うんですが、ここで計算されている、費用便益分析の部分で、どのような効果を便益として取り上げられているのか、概略的に教えてくださいませんか。

事務局

それでは、ほ場の4になろうかと思えます。

真ん中のこの表の便益ですけれども、一つには、ほ場整備をすることによって、作物の増収が期待できるということで、増収効果というものがございます。

それから、事業がもし無かったらということで、道路や水路の整備がされなければ、だんだんと傷んできて、水があたらなくなったり、あるいは収穫に時間がかかるようになっていたりして収穫量が減少します。事業を実施することで収穫が減ることを抑制できるという両面から生産の便益というものを計上しております。

それから、二つ目ですけれども、機械化を可能にするということで、営農経費、維持管理費等を節減できることによる、便益というものを計上しております。それは、機械化による作業時間の軽減と、水利統合による用水管理に係る時間を減らすというようなものを書いております。

それから、三つ目として、耕作放棄防止便益ということで、ほ場整備をしまして、きちっと後の営農管理をすることによりまして、耕作放棄地の発生を抑制するというものです。便益額は抑制される面積分の生産額というものを上げております。

それから、非農用地等創設便益ということで、ほ場整備にあわせて、市道等の改良のための用地確保を、換地という手法を使うことによって、事務経費の節減が図られるということです。

それから、非常にこの地域では額が少ないんですけども、環境景観保全効果ということで、特に、ここでは一部の排水路を環境に配慮した、具体的に言いますと、どじょうが生息しておりますけれども、そういったものが生息できるように配慮する。あるいは農地をきちっと整備して保全していく。そういったものにどれだけのお金を支払っているのか、この支払っても良いとする金額を環境保全効果としてはじきました。その五つの項目を便益として算出しまして、記載のとおり計上しております。

以上です。

委員

この便益の計上方法というのは、全国各地でおやりになっていると思うのですが、ある程度そういう費用の単価といいますか、便益の単価といいますか、それらは、一律ある程度決められておられるのでしょうか。定量化している項目もあるように伺いましたのですけれども。

事務局

まず、算出方法につきましては、農林水産省の通達で出ております。

単価につきましては、その地域で実勢がつかめるものは実勢に置きかえて算出します。それから、値段が図りきれないもの、それはCVMということで、アンケート調査等でいくらまで出せるかということです。

そういった手法を用いまして単価をはじいています。

会長

ほかに。

委員

先ほどの、認定農業のことですけれども、申請に当たっては、かなり手続が面倒なのではないでしょうか。やはり補助といいますか、申請については指導なさるのか、申請をすればそれが認められて、永続的に、経年的に、どのような報告をしなければいけないのか、そういう義務が発生してくるのか。認定を経て、意欲的に農業経営が展開できれば、いいと思うのですが、手続き上の問題とか難点がございましたら、教えていただきたいということと、もう一つ、パイプライン化ということで、水源に関しては、あるいは水量に関しては従来と同じというふうに考えてよろしいのでしょうか。

今までの番水制、番水小屋とかそういうものはもう不要になってくるのでしょうか。

事務局

認定農業者の件について、私の方から御回答させていただきたいと思います。

認定農業者につきましては、先ほども申しましたように、定期的には、やる気があって、意欲ですね、それと、農業に対する知識、そういうものがある農家を育てていこう、こういう農家が経営安定することによって地域農業を支えていこう、さらに、展望としては、地域の農地の相当部分を、そういう方々に担っていただくように集積をしていこうということで、県におきましては、位置付けとして、県のビジョンの中で、いわゆる2015年までに2500の認定農業者を育成していこうということで、中間年の22年現在で、2300を超えております。いわゆる順調に育成が進んでいる状況でございます。

それで、手続上の話ですが、これは、あくまでも農家の方が市町に申請されるわけですが、現状の農業経営をどのようにしていこう、将来像を描いていこう、言いかえまして、今はお米だけをつくっている農家が、麦とか大豆もつくっていこうではないか、さらには、つくるものをハウス園芸に転換していこうではないかなど。

さらには、機械を導入して効率的にやっっていこうではないか、さらには労働時間をこのように減らしていこう、所得を確保していこうというような項目がありまして、現状に比べて、将来はこういう農業をやっしていきたい、そういう形のを申請し、それを市町が認定する、いわゆる名称的には経営改善計画というものを策定し、それに基づいて認定されるということです。

ところが、なかなか経営改善というのも時間がかかってまいります。ですから、5カ年を一応の切り口として、その経営改善の状況というものを市町に報告していただきまして、十分でない場合は、さらに改善計画をつくることによって、県におきましては、農業改良普及指導員、さらには、JA等の営農指導員がその経営改善に協力・指導していこうということでございます。

それで、国なり県における位置付けとしましては、平成19年度に、いわゆる担い手に特化した、これは自民党における大きな政策で、政策転換ではなく、農政改革としてとらえられて、いわゆる担い手に農地を集積し、国の農業や県の農業を立て直していこうではないかということです。兵庫県では、認定農業者と規模の小さい複数の農家で組織する集落営農の二本立てで推進しており、一番オーソドックスな担い手というのが認定農業者であります。

国の方も、直接に支払いできる交付金の対象ともしており、将来の日本農業を担って

いただくため、優遇施策を幅広く活用できるというのがメリットとなっております。

委員

5年ごとに提出が必要なんですね。

事務局

一応、改善計画は5年計画で、その内容をチェックさせていただいて、ステップアップ、さらには、できていない部分については、先ほど申しましたように、普及指導員なり営農指導員から指導を行って、さらに改善に努めていくと、そういうことになっております。

事務局

もう1点、水源、水量の関係なんですけれども、当地域は、ほ場3の図面を見ていただきますと、右の方にあります、大日川ダム、左の方の真ん中の方にあります白草池、その下にあります稲田新池、この三つが水源になります。現状は、各水源ごとに入れる田んぼが決まっていますので、融通するというような状況ではありません。

そこで、ほ場整備とともに水域統合、この三つの水源を有効に使うということも、パイプラインの中で組み込みますので、水量的には、普通であれば十分賄えると考えております。

委員

最後に、利用に当たっては、水田と畑作、三毛作をやっておられるのですか。

事務局

耕地利用率も110%、現状でも超えておりますので、ほとんどのこの地域は三毛作をされています。

それから、今の計画では、番水小屋については撤去をする方向でございます。

委員

利水の方ですけれども、要するに、パイプラインで圧送して電磁流量計か何かで機械的に流量管理するようになるということなののでしょうか。つまり、番水が不要になるということになるわけですね。

そうしますと、逆に、番水というのは、ある意味、共同作業なので、その地域を支えてきた一つの構造的な役割があったと思うのです。井せきをつくったりするとよく起こるのですけれども、そのあたりの反作用みたいなものが若干気になるのが一つです。

そのあたり、どうお考えになっておられるのでしょうか。

それと関連すると思いますが、要するに、農業の担い手が、認定農業者ということで

すけれども、まず一つは、年齢構成が非常に農業の場合は重要になってくると思うんです。高齢化というのはどこも問題になっていると思います。

それと、もう一つは、その土地の所有者であるかどうか、先祖伝来の土地を耕す構造になっているのかどうかということです。

つまり、日本の農業は、おそらくずっと先祖から引き続いてきた土地所有権いうものに裏付けされているところがあると思うのですが、縁もゆかりもない人が耕作、都会から行って土地を借りて耕すということもあるのかもわかりませんが、実際は、そういう農地でだれが耕しているのかということを、行政側は案外把握できてない部分があると思うんです。実際には、土地所有者は高齢の方であって、その子供さん達が、別のところに住んでいる人が、手伝いに来るとか、そういう営農の構造によってもこれがうまくいくかどうか左右されるところがあると思うんです。

ここは、それほど限界集落化はしてないとは思いますが、そのあたりは懸念されるところはないのでしょうか。

事務局

まず、番水制というものが改善されて、水が潤沢と言いませんが、適切に供給されるようになる。反面、そういうことによって、今まで人と人が話し合っていたコミュニティというのですか、コミュニケーションが図れなくなるというお話ですが、ちょうど、これも平成19年度から、農地・水・環境保全対策という施策がございます。県下で2,200ほどの集落で取り組んでいるわけですが、これは何かと申しましたら、地域内の農業者が主体となって、地域の農業をどのようにしていくかということを背景にして、土地改良資産、言いかえましたら、農道であるとか、さらには用水路、そういうものの保守点検というようなものに取り組んでおりまして、草刈りをやるなど、そういう別途施策もありまして、集落なり、農業を維持していくための集落に対する助成措置がございます。

そういうものを積極的に活用していったら、地域内のコミュニティ、さらには、営農の持続性いうものを担保していきたいと考えております。

それと、もう1点は農地の利活用でございます。

どうしても、農地解放以降、農地については、やはりきちっとした農地法上の賃貸であるとか、売買であるとか、そういうようなことを進めていたわけですが、なかなか農地の流動化というものが図れなくなってきており、言いかえましたら、昔は、田んぼというものは人に預けたら取られてしまうというような発想が強くあったわけなんです、

最近は、バブルがはじけて以降、農地の価格というものもかなり落ちてきております。さらに、農家そのものが高齢化していき、農地をなかなか維持保全できる方も少なくなっている状況でございます。

そういうことから見て、公的な機関として市町が、さらには農業委員会なりが介在しまして、農地はいつでも借りられる、さらには返してもらえというようなルールをつくりまして、言いかえまして、所有から使用へと、農地を買って規模拡大するのではなく、借りて、保全も含めて、やる気のある農家、先ほど言いました認定農家などが規模拡大をしていこうという施策に特化しておりますので、先生がおっしゃったような、逆に、最近、農地の賃貸借で、昔でしたら10a当たり2万円とか3万円とかいう話になっていたのですが、最近では、もうほとんど無償でもいいからこの農地を管理してくれとか、逆に、将来的には、農地の維持のために、高齢農家などは担い手に農地を何とか適正に保全してもらおうようお願いされる、そういうような状況になってくるのではないかと考えられます。

農村はそういう状況になっております。

委員

そうしますと、次世代になったときが大変心配になるわけです。恐らく、ある意味でそうでもしないと農地が維持できなくなりつつあるとは思いますが、今の現況ではそういう方策しかないということですね。

それと、もう1点、水環境のことでお聞きしたいのですが、今は、用水と排水が一緒に流れているところです。用水の配る方は圧送で、パイプラインにし、排水の捨てる方は、ふだんは小さい低々水路みたいのところへ流して、雨水を土えん堤のところ、全体の面積で受け持とうという話ですね。

水質とか生物もそうですけれども、ある意味平衡状態で環境ができ上がっていましたが、完全にこの用水系と排水系が分かれてしまうことで、今まで形成されていた水環境が、完全に配る側と排水する側が分かれてしまいますので、それが大きく変わり、今、排水の方にどじょうがいるということですが、完全に排水の方は排水だけになる。言い換えれば、農薬だらけの水が流れていくというような、そんな感じになるのではないのでしょうか。肥料だらけの非常に栄養価が高く、今まで以上に水質の環境負荷が増えないのかという心配があります。

今まで、配る方の水と適当にまざって、希釈されて流れていたところが一つのバランスを保っていたと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

前半の質問の方ともちょっと兼ねるのですが、大日川ダムあるいは稲田新池というのは少し高いところにありますので、ここはポンプで圧送せずに、自然流下で、パイプラインですけれども配ることにしております。

従いまして、月曜日と金曜日はこのブロックで水を開けてください、火曜日と、例えば、何曜日はこのブロックで水を開けてくださいということで、番水制ではないですけれども、やはり地域で水管理をしていただくというのは、まだ続いていくと考えています。

それから、もう1点の水環境の方ですけれども、どうしても畑作地域でありますと、地下水を下げしてほしいというのが農家の希望でございまして、用排を分離するという方法をとります。

しかしながら、兵庫県では、環境創造型農業の推進ということでは言っているのですけれども、化学肥料や農薬を、今まで使っていた分の3割削減しようというような取り組みもやっておりまして、ここも、環境創造型農業への取り組みをされているエリアでございまして。具体的に言いますと、牛を飼っておられる農家がありますので、その牛ふん堆肥などを農地に還元して、化学肥料を抑えるとか、そういったこともされております。

とはいうものの、希釈される状態よりは濃縮される状態になることもあるとは思いますが、少し、水環境の改善としては、今ある排水路を生態系に配慮したものに生かすとか、あるいは、実際にほ場整備をやっていく中で湧水地などが出る場合もございまして。計画的にこうした湧水地を残して、それで排水路の方に導いていったり、そこを少し公園風に整備していく。これも地元との調整ということになるんですけれども、そういった対応もしていこうと思っています。

委員

今おっしゃった排水遊水池は、計画的な遊水池ですね。農地に必要ではないですね。

事務局

ではなくて、ほ場整備で切り盛りしますと、常に湿気ている所があって、どうしても水がいつまでも出てくる、そこをほ場にするというのは非常に難しいので、いっそのことそこは水が出る所として残して湧水地とするという意味でございまして。

この図面では、現在のところは湧水地になるところがまだわかっておりませんので、通常の標準区画を当てはめたという状況になってございます。

ただ、工事でそういうものが生じれば、淡路でもこのお隣の地区などでそういう所がありまして、そういう対応は現地でやっております。新たな環境といえますか、水環境あるいは集落環境にも配慮していくことをやっております。

委員

遊水池というのは雨水の遊水池ですよね。

事務局

ではなくて、湧き水地です。扇状地になっていますので、いわゆる治水目的ではありません。

委員

そうですか、どうもありがとうございます。

会長

よろしいでしょうか。

ほかにどなたかございますでしょうか。

委員

優先性のところでお聞きします。

説明されていますけれども、これを読んでも、ほかと比べてここがなぜ優先度が高いのか、なぜ必要かわからないのです。

農地が狭いとか、形が悪いとか、あるいは農道が狭いなどは、別に他にもたくさんあるのではないかというような気がしますし、担い手はどこもやはり育てないといけないという状況にあると思うのですが。

結局この参考資料を見ていましたら、地元の合意形成がうまくいったと、これが大きいのではと言っていたのですが、そのあたりについて、要するになぜここを選んだか、もう少し説明をいただきたい。

それから、その関連で、将来の整備目標、面積が出ていますけれども、大体、県内でどれぐらい、何カ所ぐらいが想定されているのですか。それに順番をつけるのはどういうルールか、どういう手続で進められるのか一般的な概要で結構ですので、御説明いただけますか。

事務局

それでは、まず1点目の、優先性ですけれども、農業農村整備事業の生産性にかかわる事業は、農家の方の申請によって事業を行うことになっています。

したがって、合意形成ができないと事業は進んでいきません。特に、この新田地

区につきましては、ほ場整備もさることながら、三つの水源を一つに統合します。これは、淡路では、水利組合のことを田主（たず）と言うのですけれども、例えば、一例で申しますと、昔、ため池があり、その水がどうしても欲しいのでかさ上げを行い、貯水量を増やします。そうすると、増える前の貯水量分はAという集落だけでも、かさ上げてふえた分はBという集落しか使えないという、水の厳しいところでございます。

南あわじ市さんが地元に入られまして、ほ場整備とその水源の統合を精力的にやられまして、ようやくここまで地元がまとまりました。今まとまったので、この時期に事業採択にもっていききたいというのが優先性の一番でございます。

それから、ほ場整備全般の話ですけれども、県としましては、農地・農用地内のほ場整備を整備する方向で事業を進めているところでございますが、現在で、約75%程度の進捗率になっております。残り1万4,000haほどの未整備地があるのですが、関係市あるいは農家の方からほ場整備の意向を確認しますと、8,000haほどがほ場整備をしたい、あるいはした方がいいというようなお答えが返っておりますので、今後の一つの方法としまして、まず、その8,000haについてほ場整備を進めていこうと考えております。

県内でいきますと、淡路地域が進捗率が40%ということで、他の地域は75%から80%近くということになっておりますので、優先順位ということからすると、おくれております淡路のほ場整備を優先といたしますか、力を入れていきたいと考えております。

委員

要因としては、地元調整の進捗度が一番大きいということですね。

事務局

そうです。申請事業でございますので。

委員

はい、わかりました。

会長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

委員

今回、魚のどじょうが出ているのですけれども、ここだけではないですけれども、ほ場整備を行うときには、何かその地域の環境調査みたいなものがされて、どじょうが出てきたのかということと、こういうほ場整備をされた時に、例えば、新しいのり面が出てきて、そののり面に対してどのようなのり面保護の植物を使うかというのは、何

か一定のものはあるのでしょうか。

事務局

まず、一つ目ですけれども、ほ場整備に限らず、農業農村整備事業で現況をさわる場合、ため池の工事も含めてですけれども、事前に環境調査をしまして、こういったものがあるか、ものによりましたら保全あるいは移植等やっていくという対応をしております。

ここで環境調査をした結果、どじょうがいたということでございます。

それから、ほ場整備等の中でのり面が生じた場合ですけれども、一時的には、土のままにしまして、後の管理を農家あるいは集落営農でやっていただきます。ところが、少し急な勾配のきつところだと、のり長が長くなります。地元から、管理が大変だとおっしゃいますと、省力化できるようなグランドカバープランツを施工する場合もございます。それも、地元との話し合いの中ででございます。

一方で、先ほど、局長の方から話もありました、農地水環境保全向上対策というのがあります。そういったものは、集落内の道路ののり面あるいは農道ののり面、そして、こういった田んぼの水路ののり面などの草刈りなども、地域の皆さんでやっていただきましようということに対して交付金が出ております。そういったものも活用して、外来種を安易に入れるということは気をつけながら、のり面对策をやっていきたいと考えています。

委員

では、今回の調査の中では、例えば、兵庫県のデータリストに対応するような生物というのはどじょうしか出なかったのかということと、あと、兵庫県の場合は、今回、ブラックリストが出ましたね。そのブラックリスト対応のような形のことがきちんと対応できるかどうか。例えばのり面に対してそういうようなことをお願いしたいです。

事務局

まず、レッドデータブックに掲載されているような動植物あるいは水生植物等はなかったということでございます。

それから、ブラックリスト関係ですと、淡路の方で黄色い花の咲くナルトサワギク、これを牛とかが間違えて食べますと下痢をすることだったと思いますが、そういったものは、先ほどの、農地水環境の取り組みの中で、見つけたら抜いていこうというような取り組みをされております。

このうち、そのブラックリストと連動するかどうかは、勉強不足ですけれども、実際

の運動として、そういったものを取っていこうというのを集落でされております。

委員

このほ場のり面は、多分、そんなに絶滅危惧種もないと思うのですが、兵庫県でたくさんの種の絶滅が進行している中で、一番大きな問題というのは、農地のあぜのり面なのです。そこに絶滅危惧種がたくさん入っていて、ほ場整備のときにそれが失われていくという面が非常に大きいので、ここは調べられて、なかったということなのでいいとは思いますが、その辺のことを考えていただきたいのと、それから、ブラックリストの中には、のり面での使用が望ましくないのがかなり入っているんです。シナダレスズメガヤとか、イタリアンライグラスだとか、そういうのが入っているので、県のそのブラックリストに対応できるような形でのり面整備もちょっと考えていただきたらと思います。

事務局

あぜのり面ですが、農地水環境保全向上対策で、優良事例とかそういったところ、いろいろ委員の先生方、農地水環境委員の先生方とも行くのですが、「のり面を管理することによって、外来種が徐々に少なくなり、もともとあった在来種が生き残っていく。だから、人間が管理することによって、在来種もそこに残っていくのですよ。」ということをお聞きしておりますので、そういった取り組みをもって、あぜのり面についても配慮していきたいと思います。

それから、そのブラックリストと、いわゆる吹き付けをする仕様の関係ですが、これは県担当の話だと思いますので、また、関係部局と話をし、そういったものに配慮するようにしていきたいと考えます。

委員

一つお聞きしたいのは、地元の合意のもとでこの事業が新規事業として始まるということだったんですが、地元というのは、ほ場3の図面のこの赤いところの方ですね。

事務局

ここに農地を持っておられる方。この場合は、先ほど話あったんですが、ほとんどここにお住まいの方は農地を持っておられます。

委員

それで、この事業を認定された場合に、予算化して、いろいろなところから予算が出てくるわけで、当然、市議会とかそういうところで予算を通すということは、もちろん

情報は皆さんへ行っているということで考えたらいいということですよ。

事務局

申請事業は土地改良法に基づく法手続というのがありまして、その中で、国、県、市ごとの負担率、それから、総事業費などもすべて明らかになっておりますので、そういう御理解のもとで事業は進んでおります。

委員

途中で、この事業の継続評価をしなくてはいけないときまでの間に、地元がどのように当初の目的を推進してきたかというのは、県である程度の検査など、順次何かされるのでしょうか。

事務局

継続評価あるいは事後評価のことかと思いますが、この場合ですと、営農がどうなっているか、どういったものを生産されているかといったところを、県で、市の協力のもとに調査をして、後の状況を把握していくということになります。

委員

最終的には、この29戸の方が新たに認定農業をされるということが、一応の目標ではあるのですか。

それが達成されなかったときはどうなるのですか。

事務局

経営体育成基盤整備事業という難しい名前ですけども、その事業要件として、認定農業者を30%増やすという要件がございますので、認定農業者につきましては、事業完了後も、もしも達成していなければ、引き続きそういったところを、事業は終わってましても進めていくということになります。

あと、認定農業者でこのエリアを全部持つということではなくて、何10%かを認定農業者が責任を持ってされますけれども、それ以外のところは、地元の農家の方が面倒を見て、要するに、この83.3ha全部を使って農業生産を行っていただくということでございます。

委員

ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

委員

さっき話があったのですが、今の83.3haに従事している農家数があるわけですね。

この認定農業者が19人増えるということは、受委託事業でほとんどやっていかれるのでしょうかから、それだけ、受託者が増えて、委託する方は、実際の農業から離れられる可能性があるわけですね。

そういう意味で、農地の集積・集約というのはいいのですが、農家の集積・集約していかれる姿、それが一つの、これからの高齢社会にとって一つ大きな目的でしょうかから、そういう姿を一つお示しいただけると、我々も納得する部分があるのですが、その辺はどうでしょうか。

事務局

先ほども申しましたように、県の場合に、農業の担い手としては、一方ではこの認定農業者、そして、そういう方々が育たないところは、集落営農で、みんな共助の精神で、何とか集落の農地を保全して、活用していこうという二手に分かれると思うんです。

そして、この場合は、受委託という部分もあるかと思うのですが、基本的には、農家の後継者、高齢化に伴って農作業もできる状態でない農家も、今後5年、10年たってきたら相当数出てくると考えられますので、そういう方の農地を認定農業者の方に集積していきます。

ただ、これをターム的に長くとらえた場合、認定農業者の方も高齢化している現状でございます。ですから、次世代に伝えるべき、言いかえましたら、農家の子供さんが農業を継ぐのか、農外から新たに新規参入ということで、そういう活力も入れていかなければならないし、一方では、今は認定農業者で何とかもっているけれども、将来的には、部分的には集落営農も入れて、その中で認定農業者を生かすという集落の維持方法もあるかと思っておりますので、ここは、ほ場整備の竣工に向って、さらに今後の営農について、地元での議論なりが必要ではないかと、そのように考えております。

委員

この時点で絞れば、受委託について、その実態の数はわかるわけですか。

事務局

現在、地区内の農家として196戸ございます。

このほ場整備が終わった後の意向としまして、24戸の農家の方が、もうどなたかに預けたいということ聞いております。

一方で、認定農業者が29戸に増え、その他は、自分でまだやりますということになっ

ています。

ただ、将来、自分の農地を貸そうとすると、やはりほ場整備をされているか、されていないかで、受け入れ手があるか、いないかというふうになります。

委員

そういうことを書いておいていただくと、我々としてはわかりやすい。

それと、もう一つ、細かい話ですけれども、作付面積は、全体で1.8ha減ることになりますが、これが、あぜなどを増やすことに当たると思っているのでしょうか。

事務局

道路、水路が増える分、この分が減るということでございます。

委員

便益のところ、水稲の方はあまり便益がないのでしょうか、水稲の反当収量(1反=10a)というのは、あまり変わらないと思っているのでしょうか。

事務局

この計算の中では、基本的には、水稲と作物増収は見込んでおりません。作業性がよくなるという、そちらの方だけでございます。

委員

この辺は、反当収量はどのぐらいになるのでしょうか、わかりますか。

参考までに聞いておきたい。

事務局

兵庫県の標準収量が503～4kgぐらいです。全国平均に比べて、兵庫県は大体30kgずつぐらい少ないんです。

会長

よろしいでしょうか。

委員

ちょっと資料についてのお願いがあるのですが、よろしいでしょうか。

皆様のお話を伺いながら、今後のお願いというつもりで聞いていただいても結構なのですが、今回の資料は、ほ場3がメインになるかと思うのですが、ほ場3、向って右側の右下のところに水路の件がいろいろ書いてあるのですが、単位の記載がないので、特に、排水路工について、これではわからないので、できたら入れていただきたいのが1点です。

それから、そのすぐ左側ですね。ここに詳細凡例がございまして、今までの話であれ

ば、水稻ではB/Cの差は変わらないということですが、見たらほとんどが田んぼですけども、これは一体どういうことでしょうか、畑がほんの少しですね。

この資料を、もう少し大きくして、私たちが判断できるようにしていただかないと、B/Cの基準のところイメージとなってしまう、わからないのです。

それから、今回の計画の核となる部分が、恐らく、排水と用水の問題だと思うのですが、それについても、今回の資料では、どこが用水なのか、排水なのか、この小さい所を書いてあると思うのですが、わかりにくいんです。

そのあたりのところが、今後、ほ場の資料を提示くださるときには、資料作成の際に御配慮をお願いできればと思います。

それを踏まえながら、質問そのものですが、このほ場3左側のところに、用排兼用水路の現況の問題点が少し書いてあり、労力が多いことや、「大雨時には溢水し農作物に被害を及ぼすことがしばしばあります。」ということで、昨今の天候の変化で、溢水という水があふれることも問題だと思います。そのあたりのところを絡み合わせた説明について、右側一番端のところの排水路工を非常に拡張されていることは推測は可能ではありますが、ここに数字がないので、どのくらい大きくなったのかぴんとこないのです。

そういう点で言えば、用水路整備部分と排水路整備部分の相互関係を説明いただけるとありがたいのですが。

ほ場3の向って右端の標準区画の説明のところ、真ん中に排水路があり、用水路のパイプラインで周りを囲むようになっているのでしょうか。

そのあたりのところが、向って左側の図には記載されていると思うのですが、ここでは、労力論ばかりが明瞭になっていますので、パイプラインと排水路の相関性について、前のスクリーンで拡大して、今教えてくだされば結構ですけども、可能でしょうか。

事務局

まず、B/Cと水田面積との関係ですけども、基本的には、ほとんどが、現地は水田です。水田を水田として整備します。その整備した水田で、水稻以外にタマネギやレタスをつくれるということで、現況が畑で、整備後も畑にするということがまれなケースということで、作物をつくる話のB/Cと現況の地目とが非常に違っているということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、パイプラインと排水路の関係がちょっとわからないということで、基本的には、道路の下にパイプラインが入っております。道路に面したところに水を給水する栓がつきます。そこから水を入れまして、道路と反対側の、今度は排水路に落とす口が

つきます。そこから排水路に排水して、排水路はその上流にある水をずっと集めながら下流に運んでいくということになります。

これが道路になります。この道路の下にパイプラインが埋設されて、筆(区画)ごとに給水、水を入れる口がつきます。ここから水を入れまして、ほ場で使いまして、余った水はこの排水路に落ちます。落ちた水が下流へと運ばれるということになります。

それと、ここの200mmとか600mmというのは、この水路の製品の幅、200mm、要するに20cm～60cmのものが、下流になるほど大きくなります。この製品の幅に合わせて、この排水路断面も大きくなりますので、いくつからいくつというように排水路断面に記載をすべきですけれども、少し説明が不十分でございましたが、ここの数字はそういう排水路の製品の数字になっています。

委員

向って右側の用水路工がありますが、その図を拝見していたら、用水がむき出しになっているように理解したのですが。

事務局

これはいわゆる道路の高さでございます。

委員

地下に埋設されているということですね。

事務局

1mの土かぶりに、上の車の影響を受けない埋設深を確保し、パイプラインを埋設していくということでございます。

ここが道路だと書けばよくわかるのですけれども、以後、気をつけていきたいと思えます。

会長

どうもありがとうございました。

数々の御意見いただきました。

最後に、私も個人的な意見を言わせていただきます。必要事項として、評価視点で、必要性とか有効性、効率性、あるいは環境適合性、優先性と書いてあるのですけれども、参考資料のほ場整備事業推進方針にも、実は、基本方針として、ほ場整備は、農業生産性の向上であるとか、あるいは地域整備的な側面とか、災害防止であるとか、あるいは農地の有する多面的な機能についても考慮すると、別の視点でこの推進方針が書かれています。しかしながら、その推進方針に書かれている特徴とか、あるいは目的等が、今

回上がってきております調書の中の必要性あるいは有効性、効率性、環境適合性、優先性には、このキーワードには書かれていないと思うのです。

その辺の整合性についてはどうなのでしょう。

例えば、参考資料というのは、県土整備部における社会基盤整備プログラムに相当するものなのか、この推進方針というのはどんな位置付けでつくられたものなのか。

それから、今回の個別の事業の必要性との関連が、よくわからないのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局

参考資料の、ほ場整備事業推進方針と申しますのは、農政環境部内におきまして、それぞれの事業の推進方針を定めたものでございまして、社会基盤整備プログラムとの関連というのはございません。

ここの基本方針に書いてございます、特に、「農業生産性の向上のほか、防災、地域整備的な側面、災害防止効果、ため池機能にも啓発し、地元の合意形成を促進する。」というのは、この地域では、農業生産性の向上というのがメインになってございまして、他の地域では、ほ場整備をすることによって、「のり崩れを未然に防いだり、あるいは市道でありますとか県道でありますとか、それから、河川の改修工事、そういったものと重ね合わせて地域整備的なものもできますよ。」ということを、地元の方に御説明しながらほ場整備を進めていくという、単に、農業生産性の向上に資するだけではなく、ほ場整備のいろいろな効果についても御説明しながら、合わせてほ場整備を推進していきますという一般論を書いてございます。

会長

この地区に関しては、その一般論は、新規採択の背景にはなり得ないのでしょうか。

やはり一般論も書かれてもいいような気がします。一般的な推進施策の基本的な考え方も満足しておりますという書き方があれば、より新規事業の採択としてはよいのではないのでしょうか。

事務局

わかりました。趣旨を勘違いしておりましたが、当然のことながら、ほ場整備をすることによって、災害防止効果、あるいは道路等の整備もできますので、集落内の行き来も非常によくなります。

そういったことからしますと、ここに記載のものも、当然この地区であわせて効果があるというふうを書くべきだと思います。

会 長

次回からは、先ほど、委員からもありましたように、もう少し丁寧な資料があるとわかりやすいのではないのでしょうか。

それから、専門用語に関する説明も、もう少し専門用語の解説というような形で出ると、認定農業者とは何ぞやという質問も出なくて済むのかと思いますので、次回からお願いします。

委 員

もう1点、メンテナンスについて、パイプライン化をする方が、後が大変ではないかということが一つ。

それから、溝を掘って水を流す方が、工法としても低コストでできるのではないかと思うのですが。

今回、こうやってわざわざ道路の下にパイプをお通しになるということについて、長期的に考え、こういう方法が現時点で一般的かどうかということだけ、これが望ましい工法かどうかということについてだけ、御説明をいただければと思います。

何か、ものすごく先進的な方法であると思うのですが、もっと素朴に、溝を掘るというそんなのではいけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

まず、メンテナンスの関係ですけれども、確かに、委員御指摘のとおり、もし何か詰まったときには、これ掘り返さないとだめなので、大ごとになりますが、そういう異物の除去等をきちっとやれば、あまり事故も起きません。

パイプライン化することによって、まず、用水路の溝の面積を減らすことができます。

もう一つは、溝で田んぼに水を入れようとしますと、どうしても、ある一定の水深を確保しないと田んぼに水を送ることができません。ところが、パイプラインですと、そういう口スを少なくして水を送ることができます。

したがって、古くにほ場整備をしたところでは、溝を掘っているところも、今ではパイプラインに換えて欲しいという要望があるという、そういう状況でございます。

会 長

非常に多くの先生方から貴重な御意見をいただくことができたと思います。

ただいまいただきました質問あるいは御意見等で、次回の審査会で詳細な説明を要する質問あるいはお答えというのはなかったかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あるいはそれ以外に、次回、もしも審査会を開催するとすれば、こんな説明をお願いしたいという報告が先生の方からございましたら、報告していただきたいと思います。

私の印象では、次回までにお答えをいただく質問、宿題というのはなかったような気がいたします。

予定では、次回、7月7日に、本日回答できなかった質疑に対する説明及び審査、あるいは審査結果について協議を行う予定でしたが、先ほど申し上げましたように、次回に説明を要する質疑はございませんでしたので、本日のうちに、できましたら、今までにいただきました御質問、御意見等を踏まえて、新規の事業評価の審査を行わせていただきたいと考えております。

審査結果につきましては、本日の御意見等を踏まえて、事務局と私の方で案を作成しまして、委員の皆様方に内容確認をお願いしたいと思います。

審査結果につきましては、修正あるいは追加等の御意見がありました場合には、私と事務局とで再度調整を行い、最終形にするということにしたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから、新規事業評価に係る審議案件の審査に入りたいと思います。

本日の、ほ場整備事業の新田地区、南あわじ市について審査いたします。

本日、御意見、大変たくさんいただきましたが、ここで要約させていただきますと、今後、資料を作成して提出していただくときには、要望とか事項とか、かなり丁寧な資料をお願いしたいということでございました。

それから、御意見としましては、パイプライン整備による用排水が完全に分離されることに対する水環境への影響への配慮、新規のり面等に対し県のブラックリスト種の排除がこれから必要であること、コミュニティーの問題、農地集約と農家集約との関係など、そのような数多くの御意見をいただきました。御意見をまとめまして、答申に記載したいと思っております。

特に、これだけは御希望で記載していただきたいというふうな御意見がございましたら、今ここで御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

一応、事務局と私で、各委員の方の要旨はメモとしてまとめつつもりでございますので、それを記載させていただきたいと思います。

そのような形で、基本的には、本日御提案のありました新規着手妥当ということによ

ろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

どうもありがとうございました。

それでは、以上のように、妥当ということで決定したいと思います。

これで、本日の議案、新規事業評価に係る審議案件の説明、審査が終了しましたので、本日の審査会を終了いたします。

議事進行に当たりまして、御協力、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

5 事務局より連絡事項

6 農林水産局長あいさつ

7 閉会